平成２２年（フ）第１２０号
静岡県浜松市東区有玉西町1069番地の２
債務者　松下　陽介
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月21日午後２時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第１７号
熊本県鹿本郡植木町大字平野61番地７
債務者　村上　洋子
1　決定年月日時　平成22年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月21日午前11時55分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２２年（フ）第１８号
熊本県山鹿市鹿央町千田1868番地３
債務者　山口　喜三
1　決定年月日時　平成22年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月21日午前11時55分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２２年（フ）第３３号
熊本県八代市古閑中町2511番地１
債務者　早川　　愛
1　決定年月日時　平成22年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月14日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２２年（フ）第１０号
秋田県山本郡三種町下岩川字鳥越４番地10
債務者　小山内春美
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月27日午後３時
秋田地方裁判所能代支部

平成２２年（フ）第３４号
栃木県小山市大字出井1989番地31
債務者　アブドール　ラウフ
1　決定年月日時　平成22年３月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月25日午前10時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第３７号
栃木県下都賀郡藤岡町大字富吉951番地２、従前の住所栃木県下都賀郡大平町大字西水代2520番地11
債務者　手呂内祥江（旧姓山﨑）
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月25日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第４６８８号
東京都杉並区本天沼２丁目42―19―102
債務者　齋藤　裕江
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月25日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４８１０号
東京都足立区柳原１丁目８－６―703
債務者　牛久　健次
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月25日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５０号
青森県むつ市並川町４番34号　並川住宅３号
債務者　田中さい子
1　決定年月日時　平成22年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月２日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６５号
青森市久須志４丁目14番３号
債務者　江畑美由紀
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月２日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６７号
青森県上北郡東北町大字上野字新堤向61番地１－B204
債務者　大山美恵子
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月２日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第９３号
青森県むつ市新町43番10号　コーポヤマビシ３号棟２階18号室
債務者　御厩敷和也
1　決定年月日時　平成22年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月２日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１０５号
青森市沖館４丁目４番62号　コーポ静和203号
債務者　川原田博之
1　決定年月日時　平成22年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月２日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１１３号
青森市古川１丁目８番４号
債務者　成田和歌子
1　決定年月日時　平成22年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月２日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係